

高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した際における 八尾市保健所の調査について

八尾市内の高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症患者が判明し、他者へ感染させる可能性がある時に入所・通所又は出勤していた際には、八尾市保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。患者の所在地が八尾市以外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。この調査に関する保健所の対応の流れは以下の通りです。

主な流れ

1 施設等に対しての積極的疫学調査の実施

(1) 調査時提出物

- ・フェイスシート（保健所まで至急FAXをお願いします）
- ・施設の平面図（食堂座席表や居室配置図を含む）
- ・職員一覧：氏名、住所、生年月日、連絡先、基礎疾患、職種
- ・入所・通所者一覧：氏名、住所（通所者の場合）、部屋番号（入所者の場合）、生年月日、基礎疾患
- ・行事表（日中プログラム等）
- ・接触者のリストの作成をお願いします。（別紙・濃厚接触の基準については下記参照）

(2) 調査内容について主に以下のことについて調査いたします。

①環境把握

- ・施設等の状況、換気状況（窓の開閉状況、換気扇の有無）
- ・日常の感染予防策（手洗い・消毒の状況）等

②接触状況

- ・施設等での状況、マスク着用の有無、介助内容ごとの感染予防策

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年5月29日暫定版）より

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他

手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

2 濃厚接触者への対応 ★現時点での対応であり、今後、変わる場合があります。

(1) 保健所よりの聞き取り及び検査の実施について

- ・ 保健所より濃厚接触者に健康状況及び接触状況を確認します。
- ・ 保健所より検査の実施時期・場所を案内します。検査場所へは公共交通機関を使用せず、自家用車、自転車、徒歩等で受診していただきます。
 - * 健康保険を利用しての検査の場合、検査料金の自己負担分については公費負担となりますが、初診料等については本人の負担となります。
- ・ 結果は医療機関又は保健所から濃厚接触者に伝え、濃厚接触者から施設等に報告していただきます。(各保健所により結果報告方法が異なる場合があります)

※施設内において、直ちに感染経路や濃厚接触者の把握が困難な場合には、入所・通所者や職員を幅広く対象にした検査を実施する場合があります。

職員、入所・通所者で唾液(検体)の自己採取が可能な場合、保健所にて検体容器の配布を行いますので、受取および検体のご提出にご協力をお願いいたします。

職員、入所・通所者で唾液の自己採取が困難な場合、鼻咽頭ぬぐい液を採取していただく必要があり、施設内の医療従事者による採取にご協力をお願いいたします。

(2) 濃厚接触者に対しての健康観察(検査にて陰性の場合を含む)：陽性患者との最終接触日から2週間、毎日の検温、健康状態の観察を依頼し、施設等で取りまとめの上、保健所に連絡してください。また、発熱等体調不良の時には、下記連絡先まで施設代表者より連絡をお願いします。

3 保健所より必要に応じて、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所(ドアノブやスイッチ等)や、患者の居室等の消毒を助言しますが、消毒は各施設での実施をお願いいたします。

連絡先

八尾市保健所 保健予防課(感染症担当)

電話：072-994-6644(開庁時) 072-991-3881(時間外)(市役所管理センター)

FAX：072-922-4965

E-mail:h-yobou@city.yao.osaka.jp